

障がい学生支援ガイドライン

高野山大学は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に則り、障がいの有無に関わらず、すべての学生・教職員が共に学び、支え合うことができる環境づくりに努める。

基本方針

1. 機会の確保

障がいを理由に修学を断念することのないよう、すべての学生に等しく修学機会を保障するべく努める。

2. 支援体制

アドバイザー教員、受講科目の担当教員、学生サポート課及び学生相談室等が連携し、障がいのある学生の支援を行う。また、学生・教職員の障がいに関する理解を促進し、大学全体として支援に取り組むように努める。

3. 支援方法

支援に際しては、学生本人の意思を尊重し、個人の特性に配慮した適切な支援を行うように努める。